

使用者コード										受付番号	<input type="checkbox"/> 記	号
											<input type="checkbox"/> 再	

様式第15号(第18条関係)

納骨壇使用許可証 書 換 え 申請書
 再 交 付

年 月 日

堺市長殿

申請者住所
(使用者)

フリガナ

氏名

電話番号

堺市立霊堂納骨壇使用許可証の書換え又は再交付を受けたいので、堺市立霊堂条例施行規則第18条の規定により、次のとおり申請します。

納骨壇番号		使用許可期間	<input type="checkbox"/> 8年	<input type="checkbox"/> 30年
			<input type="checkbox"/> 50年	
使用許可年月日		年	月	日
許可期間満了日		年	月	日
区分	<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 再交付 <input type="checkbox"/> 氏名変更			
変更内容	変更前			
	変更後			
理由	<input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> その他()			

注意 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 堺市立霊堂納骨壇使用許可証(紛失の場合を除く。)
- (2) 変更内容を証する書類

本件、承認してよろしいか。

					文書分類番号			
年度	起案日	令和	年	月	日	参事	主査	起案者
	決裁日	令和	年	月	日			
	施行日	令和	年	月	日	公印使用		再交付手数料
公印使用日	令和	年	月	日				200円

住所変更、住居表示変更、再交付、改名の手続きに必要な書類

【住所変更の場合(転居・転出)】

1. 納骨壇使用許可証書換え(再交付)申請書
2. 堺市立霊堂納骨壇使用許可証
※この許可証を紛失している場合は、紛失届と再交付手数料200円が必要です。
3. 住民票(使用者ご本人が窓口に来られる場合のみ運転免許証、パスポートでも可)原本提示
※改名している場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本(改名が確認できるもの)が必要です。

【住居表示変更の場合】

1. 納骨壇使用許可証書換え(再交付)申請書
2. 堺市立霊堂納骨壇使用許可証
※この許可証を紛失している場合は、紛失届と住民票及び再交付手数料200円が必要です。
3. 住居表示変更証明書(住民票がある場合は不要です。)

【再交付のみの場合】

1. 納骨壇使用許可証書換え(再交付)申請書
2. 紛失届
3. 住民票(使用者ご本人が窓口に来られる場合のみ運転免許証、パスポートでも可)原本提示
4. 再交付手数料200円

【改名のみの場合】

1. 納骨壇使用許可証書換え(再交付)申請書
2. 堺市立霊堂納骨壇使用許可証
※この許可証を紛失している場合は、紛失届と再交付手数料200円が必要です。
3. 戸籍抄本又は戸籍謄本(改名が確認できるもの)

※ 注意：住民票については直近3ヶ月以内に発行されたものに限る。

《郵送による届け出の場合の注意事項》

1. 返信用切手84円分を同封してください。
※ ただし、返信する際に、料金が不足する場合には、ご負担をお願いします。
2. 再交付手数料200円は、郵便局で定額小為替200円を購入し同封してください。

郵送先・お問い合わせ先

〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺773番地

堺市霊園・堺市立霊堂

電話 (072)292-7455

ファックス (072)292-4431

堺市立霊堂納骨壇使用許可証紛失届

今般、堺市立霊堂納骨壇使用許可証を紛失いたしましたので、
紛失届を提出いたします。

令和 年 月 日

堺市長 殿

納骨壇使用場所

—

使用者 住所

氏名